

平成 2 3 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 3 年 2 月 1 8 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年2月18日（金曜日）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承諾を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 1号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第 2号 平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第 6号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第 7号 平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第12 議案第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 議案第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第14 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から

日程第14 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙まで

出席議員（26名）

1番	井口 弘 君	2番	中尾 友紀 君
3番	出口 茂治 君	5番	堀川 明 君
6番	平井 俊哉 君	7番	久保 隆一 君
8番	辻本 宏 君	9番	亀岡 雅文 君
10番	上野 耕志 君	11番	仲尾 元雄 君
12番	大原 清明 君	14番	西山 茂之 君
15番	小松 英夫 君	16番	畑中 秀敏 君
17番	楠部 重計 君	19番	金崎 昭仁 君
21番	藤本 良昭 君	22番	小川 猛 君
23番	原 孝文 君	24番	西尾 智朗 君
25番	奥田 誠 君	26番	岡本 克敏 君
27番	森本 隆夫 君	28番	三原 勝利 君
29番	佃 奈津代 君	31番	川勝 昇 君

欠席議員（4名）

4番	松浦 健次 君	13番	福井 健次 君
20番	上野 諭 君	30番	佐古 守 君

説明のための出席者

副広域連合長	木下 善之 君	副広域連合長	奥田 貢 君
副広域連合長	中山 正隆 君	事務局 長	梶村 智 君
総務課 長	久留米 啓史 君	業務課 長	栗林 哲夫 君
総務課 長 補佐	高岡 秀人 君	業務課 長 補佐	椎木 宏修 君
業務課 長 補佐	宮本 昌彦 君	業務課 長 補佐	秋山 智彦 君

事務局職員出席者

書記長 谷村 憲一 書記 五島 隆成

午後1時00分 開議

○議長 ただいまから平成23年2月18日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員にかつらぎ町の大原清明君、御坊市の平井俊哉君、日高町の金崎昭仁君が選出されました。

なお、平井俊哉君及び金崎昭仁君は再任であります。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

日程に入るに先立ち、招集のあいさつのため副広域連合長から発言を求められていますので、これを許すことにいたします。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 皆さん、こんにちは。

副広域連合長を務めております橋本市長の木下でございます。

本来であれば、広域連合長からごあいさつをさせていただくことになっておったわけですが、ご承知のとおり、過日、紀の川市において発生いたしました高病原性鳥インフルエンザの緊急対策のために市域を離れることができず、やむなく本日欠席をさせていただいております。代わりまして、私からごあいさつを申し述べたいと思います。

本日、ここに2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ごろの積雪によりまして、県下におきましても交通網が一時的に機能が果せなくなるなど、県民の皆様のご生活にも影響が出たところでございますが、今後、農作物への影響も懸念されるところでございます。

近ごろでは、幾らか寒さも緩んでまいりましたが、紀南地方では1月前にもツクシが顔をのぞかせたそうでございます。

紀中地方では、梅の花もほころび、梅林が開園されております。

紀北地方では、3月になるとひな流しが行われるなど、それぞれの市町村において、春の訪れを感じさせるたくさんの行事が開催されると聞いております。

さて、昨年を振り返りますと、ご高齢の方の孤立化と申しまししょうか、100歳以上の方の居

場所が不明になったりするなど、家族と高齢者、社会と高齢者のきずなが薄れてきたと感じさせる出来事が報道されるにつれ、高齢者の尊厳が失われてきていると感じるとともに、人生90年と言われる中、地域が見守る高齢社会の必要性を痛感しておるところでございます。

一昨年の11月から約1年をかけ、現行の後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度のあり方について検討を重ねた高齢者医療制度改革会議が昨年12月に最終取りまとめを行いました。

大きな方向性としたしましては、まず現行制度を解体し、平成25年春に地域保健としての国民健康保険と、職域保険である被用者保険の2つに分離・再構築し、その後、平成30年を目標に国民健康保険の都道府県化を目指すというものでございます。

しかし、制度の運営主体とされる都道府県や財政支援を行う被用者保険の代表からは、国の財政責任について厳しい言及がなされるとともに、政権与党内においても被保険者の費用の負担のあり方について統一した見解が示されないなど、現時点においても明確な方向が示されているとは言えない状況でございます。

そのような中、国においては社会保障と税の一体改革について4月までに社会保障の姿、方向性を明らかにし、その後、6月までに具体的な制度改革案と消費税を含む税制抜本改革についての成案を得るとしております。

皆保険制度が成立して半世紀を迎える今日、社会・経済基盤の大きな変化を踏まえ、これまでのようなつなぎ合わせの制度変更ではなく、抜本的な改革となるよう、介護保険制度との連携も踏まえ、生活の安心を支えるために必要な「あるべき医療保険制度」が構築されるよう望むものであります。

さて、本定例会におきましては、平成22年度補正関係といたしまして、広域連合長専決処分の報告・承認事項、一般会計及び特別会計補正予算案、条例の制定などの諸議案を提出しております。

次に、平成23年度当初関係といたしまして、一般会計予算案、特別会計予算案を始め、条例の制定などの諸議案を提出いたしております。

議案につきましては、後ほどご説明を申し上げますので、議員の皆様におかれましては何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、招集のごあいさつとさせていただきます。

○議長 次に、日程第1、「議席の指定」を行います。

今回、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の

規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、16番畑中秀敏君及び29番佃奈津代君を指名します。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

書記長。

○書記長 ご報告いたします。

平成23年2月4日付、和広第221号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案は、お手元に配付いたしております。

次に、平成22年8月20日付、和広監第5号、同年9月22日付、和広監第6号、同年10月19日付、和広監第7号、同年11月16日付、和広監第8号、同年12月21日付、和広監第9号、平成23年1月21日付、和広監第10号、同年2月17日付、和広監第11号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しは、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

○議長 次に、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 それでは、上程されました承認第1号につきまして、その概要を説明申し上げます。

承認関係につきましては、人事院勧告に伴う広域連合職員の給与等に関する条例の改正を専決処分いたしまして、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆さん

方におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

○事務局長 それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

広域連合長専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めらるるものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号は、平成22年10月の人事院勧告に伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例の一部を改正するもので、民間給与を上回るマイナス格差を解消するため、行政職給料表において月例給の引き下げ改定を行うとともに、期末勤勉手当の引き下げを行い、あわせてこれに関連し、和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例において、育児短時間勤務職員等に関する読替え及び和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、介護休暇を取得する職員に関する読替えを規定するなど、所要の改正を行うもので、平成22年12月1日からの施行となることから、11月30日付で広域連合長専決処分により措置いたしましたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正

予算（第1号）」及び日程第6、議案第2号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号、議案第2号につきましては、平成22年度補正予算関係でございます。

一般会計におきましては7億2,637万円、特別会計におきましては28億1,334万6,000円をそれぞれ増額しております。

一般会計におきましては、歳入において各市町村から納入いただく負担金収入を減額するほか、国の保険料軽減策の実施等に伴う財源補てんとして、国庫支出金を増額する一方、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額する補正等を行っております。

歳出では、人件費等の精算に伴う減額や、保険料軽減策実施に伴う財源を基金に積み立てるほか、特別会計への繰出金の減額を行っております。

また、特別会計におきましては、平成21年度に保険給付費等の財源として受け入れた市町村負担金、国・県支出金の精算に伴う返還金等を計上するとともに、歳入におきまして、その財源の補正を行ってございます。

以上、提案いたしました議案につきまして説明を申し上げますが、詳細につきましては事務局長からご説明をさせていただきます。議員の皆様方におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

○事務局長 議案第1号・議案第2号を一括してご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

議案第1号は平成22年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ7億2,637万円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億951万円とするものでございます。

予算の内容につきましては、24・25ページに「第1表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出予算事項別明細書」により、目ごとにご

説明いたします。

26ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金674万5,000円の減額は、人件費及び諸経費の精算に伴う事務費分担金の補正を行うものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、61万1,000円の減額は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金8億3,546万8,000円の増額は、保険料軽減策の継続実施に伴い、平成23年度保険料減額分の財源補填として受け入れるものでございます。

27ページをお開き願います。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金61万1,000円の減額は、保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金70万1,000円の減額は、保険料軽減策の補填財源等として交付を受けた国庫支出金を積み立てる後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子の確定による補正でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金1億204万5,000円の減額は、保険料軽減策実施に伴う財源補填額の確定に伴う補正でございます。

28ページをお開き願います。

第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金179万7,000円は、特別会計からの繰入れでございます。

なお、詳細につきましては、特別会計の説明時にご説明申し上げます。

第7款諸収入、第2項雑入、第1目雑入18万2,000円の減額は、派遣職員家賃自己負担分の確定によるものでございます。

続きまして歳出でございます。

29ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費692万7,000円の減額は、派遣職員の人件費及び諸経費の精算による補正でございます。

30ページをお開き願います。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費8億3,534万2,000円の増額は、平成23年度の保険料軽減策実施に伴う財源補填として交付を受ける国庫補助金及び基金原資

運用に係る利子並びに特別会計からの繰入金を、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てるとともに、保険料不均一賦課に伴う財源補填額の確定に伴う繰出金の補正でございます。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金1億204万5,000円の減額は、保険料軽減策実施に伴う財源補填額の確定に伴う精算でございます。

31ページをお開き願います。

続きまして、議案第2号、平成22年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ28億1,334万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,262億7,124万1,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、32ページから33ページに「第1表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出予算事項別明細書」により、目ごとにご説明いたします。

34ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金569万6,000円の増額は、前年度療養給付費負担金の精算及び均等割保険料の法定軽減措置の財源補填額の確定に伴う補正でございます。

第2款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目調整交付金778万2,000円の減額は、市町村で実施する人間ドック助成費用の確定に伴う特別調整交付金分の補正でございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金85万1,000円の減額は、後期高齢者医療給付費準備基金原資の運用に係る利子の確定による補正でございます。

35ページをお開き願います。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金122万2,000円の減額、第2目その他一般会計繰入金1億204万5,000円の減額は、財源補填額の確定に伴う補正でございます。

また、第3目基金繰入金1億3,907万3,000円の増額は、当初予定しておりました保険給付費の財源となる諸種の収入が減少することから、その不足分の財源を補填するための補正でございます。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金28億2,073万1,000円の増額は、前年度に保険給付費等の財源として交付を受けた国庫負担金等の精算に伴い、超過交付となった分の返還財源として、また国庫交付金事業として導入した追加サーバーの契約差分を、一般会計に繰り出すものでございます。

第9款諸収入、第3項雑入、第3目第三者納付金4,025万4,000円の減額は、当初見込みを下回ることによる補正でございます。

36ページをお開き願います。

次に、歳出でございます。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費28億1,893万4,000円の増額は、保険給付費等の財源として受け入れた国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。内訳は国庫への返還金18億3,841万6,000円、県への返還金2億2,257万2,000円、市町村への返還金7億5,794万6,000円となっております。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費778万2,000円の減額は、市町村で実施する人間ドック受診への助成対象事業費確定に伴う補正でございます。

37ページをお開き願います。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金39万7,000円の増額は、前年度以前に市町村で収納した保険料の過誤納等による還付金額の確定による補正でございます。

第2項一般会計繰出金、第1目一般会計繰出金179万7,000円は、標準システムの追加サーバー導入に当たり、平成20年度に交付を受けた国庫交付金を既収入特定財源として、平成21年度に繰越明許し、その契約差金を繰越金としていたところですが、後日予定される国庫交付金の精算に備え、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第5、議案第1号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 全員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第6、議案第2号「平成22年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第8、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の2件を一括議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 それでは、上程されました諸議案について、その概要を説明申し上げます。

議案第3号、議案第4号につきましては、条例関係でございます。

議案第3号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、保険料負担軽減措置が実施継続され、平成23年度においても実施されることに伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第4号、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正については、保険料負担軽減措置の実施継続に伴う所要の改正でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、議員の皆さん方におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

○事務局長 それでは、議案第3号から議案第4号までを一括してご説明申し上げます。

38ページをお開き願います。

議案第3号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

現在実施しております保険料の負担軽減措置の延長に関し、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、改正前と比較をいただければと思いますので、40ページ、新旧対照表をごらんください。

平成23年度においても、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の規定を受け、同法施行令第18条において規定する減額賦課に加え、国において平成22年度と同様の保険料軽減措置が継続実施されることに伴い、附則に第18条、第19条の2条を追加し、附則第15条において、平成23年度を対象期間に追加するとともに、附則の条項を改め、附則第18条において被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の9割軽減を、附則第19条において、所得の低い方の均等割額の8.5割軽減・9割軽減をそれぞれ規定しております。

41ページをお開き願います。

議案第4号、和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号でご説明をさせていただきました保険料軽減措置の継続に伴い、基金の取崩し要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、改正前と比較をいただければと思いますので、43ページ、新旧対照表をごらんください。

第6条第1号及び第2号において、対象となる被扶養者を規定する条例の改正を伴う附則の条項追加及び文言の調整を行うとともに、第5号及び第6号において、対象となる所得の低い方を規定する条例の改正に伴う附則の条項追加及び文言の調整を行うものでございます。

以上、条例改正のご説明でございます。

○議長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第7、議案第3号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 ちょっと、伺いたいんですけど、軽減措置の延長に伴う条例改定ということなんですけど、附則で18と19条というのが変わっております。18条については、これ被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減、9割軽減の問題やと思うんです。それで、下の19条は、所得の少ない方の8.5割軽減・9割軽減ということなんですけど、この中に数字的に10分の5を10分の9、10分の7を20分の17とすると、こうなっています。この部分のちょっと説明を願いたいと思うんです。

以上です。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 23番、原議員のご質問でございます。

改正の第9条、附則第19条において、10分の7とあるのは20分の17とすることについてのご説明をせよということでございます。

10分の7というのは、結局7割軽減、法定の7割軽減という部分でございます。それを、今予算措置によりまして8.5割軽減、すなわち20分の17というふうに読み替えておるところでございます。

以上でございます。

〔「変わりはないの」と言う人あり〕

○事務局長 変わりはございません。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第8、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第5号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組規約の変更について」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

[副広域連合長 木下善之君 登壇]

○副広域連合長 それでは、上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第5号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組規約の変更については、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合の解散に伴う構成自治体数の減少及びそれに伴う規約の変更について協議があり、本協議について議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせます。議員の皆さんにおかれまして

は慎重にご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

○事務局長 議案第5号についてご説明申し上げます。

44ページをお開き願います。

議案第5号「和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更」でございます。

当該組合を構成する御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合が、平成23年3月31日をもって解散することに伴う構成地方公共団体数の減少及び構成地方公共団体数の減少に伴う同事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を求められたものでございまして、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第6号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第11、議案第7号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の2件を一括議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 それでは、上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第6号、議案第7号につきましては、平成23年度当初予算関係でございます。

平成23年度の予算規模は、一般会計で9億9,769万9,000円、特別会計で1,245億6,498万9,000円でございます。総計1,255億6,268万8,000円でございます。

前年度当初予算に対する増減率につきましては、一般会計で7.9%の減、特別会計では2.5%の増、全体では2.4%の増となっております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、議員の皆様方におかれましては慎重ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、梶村智君。

○事務局長 議案第6号、議案第7号を一括してご説明申し上げます。

50ページをお開き願います。

平成23年度当初予算関係でございます。

議案第6号、平成23年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,769万9,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、51ページから52ページに「第1表歳入歳出予算」として、款、項ごとに計上してございますが、「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明申し上げます。まず、予算の概略でございます。

53ページをお開き願います。

「歳入歳出予算事項別明細書」1総括、歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして8,544万1,000円、率にして7.9%の減となっております。この要因は、保険料軽減策の実施に伴う財源補填として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰り入れる第5款繰入金の減に係るものでございます。

54ページをお開き願います。

歳出でございます。

ただいま歳入でご説明させていただいたとおり、基金からの繰入れを受け、特別会計へ繰り出す第5款諸支出金におきまして、8,433万6,000円の減となっております。

続きまして、予算の内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

55ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億3,850万円は、広域連合事務局、派遣職員の人件費及び一般事務経費等を各市町村にご負担いただくものでございます。前年度と比較いたしますと、50万円、3.6%の減となっております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金1,092万4,000円、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金1,092万4,000円は、それぞれ保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国及び県において負担するものでございます。

56ページをお開き願います。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金132万7,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資の運用に係る預金利子でございます。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金8億3,546万8,000円は、保険料軽減策の実施に伴う財源補填として、同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円、57ページをお開き願います、第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子1,000円は、ともに費目とりでございます。

第2項雑入、第1目雑入55万4,000円は、派遣職員の家賃自己負担分及び臨時職員に係る雇用保険料自己負担分等でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

58ページをお開き願います。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費293万1,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

59ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1億3,512万8,000円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。

なお、特別職及び一般職員の給与費明細書につきましては、66ページから68ページまでをご参照願います。

61ページをお開き願います。

事務局事務所の借り上げ等に係る14節使用料及び賃借料1,087万3,000円及び派遣職員の給与等に係る19節負担金補助及び交付金1億443万9,000円が主なものでございます。

62ページをお開き願います。

第2目公平委員会費12万6,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

63ページをお開き願います。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費8万2,000円は、選挙管理事務に要する諸経費、第2目広域連合議会議員選挙費1万2,000円は、任期満了に伴う広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

64ページをお開き願います。

第3項監査委員費、第1目監査委員費17万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費2,317万5,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子を積み立てるとともに、国及び県から交付を受けた保険料不均一賦課に係る補填財源を特別会計へ繰り出すものでございます。

65ページをお開き願います。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子10万円は、費目とりで、一時借入金借入れに伴う利子分でございます。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金8億3,546万8,000円は、保険料軽減策の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費は50万円を計上しております。

69ページをお開き願います。

議案第7号、平成23年度特別会計予算でございます。

歳入歳出の総額をそれぞれ1,245億6,498万9,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。

また、併せて地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、70ページから73ページに「第1表歳入歳出予算」として、款、項ごとに計上してございますが、「歳入歳出予算事項別明細書」によりご説明いたします。

まず、予算の概略でございます。

74ページをお開き願います。

「歳入歳出予算事項別明細書」 1 総括、歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして30億5,502万7,000円、率にして2.5%の増となっております。この要因は、保険給付費の主要財源となる現役世代からの支援金、第4款支払基金交付金の増及び第7款繰入金において、保険料財政収支の余剰分を積み立てる基金からの繰入金の増によるものでございます。

75ページをお開き願います。

歳出でございます。

保険給付費が、額にいたしまして30億2,977万1,000円、率にいたしまして2.5%の増額となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

76ページをお開き願います。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金200億6,387万1,000円は、一般事務経費の負担分として事務費分賦金4億5,938万9,000円、市町村が年度内に徴収する保険料相当分の現年度分として、収納率98.9%を見込み、特別徴収被保険者、普通徴収被保険者、合わせて14万5,881名分、69億5,093万7,000円、過年度分として2億6,937万7,000円、合計72億2,031万4,000円を保険料等負担金として、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1の法定負担分99億276万円を療養給付費負担金として、所得の低い方の均等割保険料額を7割、5割、2割に軽減することに伴う財源補填として、24億8,140万8,000円を保険基盤安定制度負担金として、それぞれ市町村にご負担いただくものでございます。

前年度と比較いたしますと、2億2,785万1,000円、1.1%の増となっております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金297億828万円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の3を第2目高額医療費負担金3億3,048万3,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ国が法定負担するものでございます。

77ページをお開き願います。

第2項国庫補助金、第1目保健事業費国庫補助金1,437万9,000円は、健康診査実施に伴い、交付を受けるもので、補助率は3分の1でございます。

第2目特別高額医療費共同事業費補助金1,084万1,000円は、特別に高額な医療に係る保険

給付費を賄うための再保険事業として実施する特別高額医療費共同事業において、拠出額と交付額に差異が生じる場合があることから、その差額補填として交付を受けるものでございます。

第3目調整交付金99億9,105万6,000円は、後期高齢者医療広域連合間における被保険者の所得格差による保険財政の不均衡是正を図るとともに、保健事業の充実等を図るため、交付を受けるものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金99億276万円は、医療費から自己負担額等を除いた額の12分の1を、第2目高額医療費負担金3億3,048万3,000円は、1件80万円を超える高額な医療費の4分の1を、それぞれ県が法定負担するものでございます。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金511億2,705万5,000円は、国保及び被用者保険の保険者からの保険給付費に係る支援金でございます。

78ページをお開き願います。

第5款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目特別高額医療費共同事業交付金2,168万3,000円は、著しく高額な医療費が発生した際、その医療費を全国の広域連合で共同して負担することでリスクの分散を図るとともに、発生した広域連合の財政負担の軽減を行う再保険事業・特別高額医療費共同事業の実施に当たり、国保中央会から交付されるものでございます。

なお、対象となる医療費は、1件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分とされてございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金217万7,000円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に係る利子でございます。

第7款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金2,184万8,000円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、第2目その他一般会計繰入金8億3,546万8,000円は、保険料軽減策の実施に伴う財政補填として、第3目基金繰入金20億3,451万2,000円は、保険財政収支の余剰分を積み立てる後期高齢者医療給付費準備基金から保険料不足分をそれぞれ繰り入れるものでございます。

79ページをお開き願います。

第8款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金1,000円、第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金1,000円、第2項預金利子、第1目預金利子1,000円は、それぞれ費目とりでございます。

80ページをお開き願います。

第3項雑入、第1目返納金及び第2目雑入は、ともに費目とりでございます。

第3目第三者納付金1億7,008万8,000円は交通事故等により要した医療費の保険給付部分について、過失割合に応じ、加害者から納付いただくものでございます。

続きまして、歳出でございます。

81ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費4億5,868万1,000円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。医療費通知の送付や市町村電算システムと広域連合電算システムを結ぶ専用回線の使用料などに要する12節役務費6,243万8,000円、標準システムのバージョンアップやシステム改修に要する電子計算機システム運用委託料、保険給付に係るレセプト点検委託料、レセプトの電子データとしての保管を行う画像処理業務委託料や柔整、鍼灸等のデータ作成や葬祭費の支給業務など、各種の業務代行を国保連合会に委託するその他代行業務委託料など、13節委託料2億9,560万6,000円、82ページをお開き願います、標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料として、14節使用料及び賃借料9,567万2,000円などが主なものでございます。なお、各種業務を委託する国保連合会の経営努力であるとか、レセプトの電子化の進展等により、レセプト点検業務におきまして単価の見直しがなされてございます。

第2項賦課徴収費、第1目賦課徴収費38万9,000円は、被用者保険の被扶養者であった者の情報突合等に要する諸経費でございます。

83ページをお開き願います。

保険給付費でございます。これは、後期高齢者医療制度施行時からの実績に、老人保健制度における実績を加味し、算定したものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目療養給付費1,193億8,927万5,000円は、入院・入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る保険給付でございます。

第2目療養費23億3,342万3,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、あんま・マッサージ、鍼灸等に係る保険給付でございます。

第3目審査支払手数料3億2,248万1,000円は、国保連合会へのレセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。なお、先ほど一般管理費のところでご説明させていただきましたとおり、国保連合会の経営努力等によりまして、1件当たり単価が

前年度に比べて減額となっております。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費13億609万1,000円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第2目高額介護合算療養費1億5,331万1,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

84ページをお開き願います。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2億7,594万円は、被保険者の死亡に伴い、定額の3万円の保険給付を行うものでございます。

第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金1億1,161万1,000円は、後期高齢者医療制度財政の安定や保険料改定時の負担増抑制を図るため、和歌山県に設置される同基金への拠出を行うものでございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金2,168万3,000円は、歳入のところでご説明いたしました再保険としての特別高額医療費共同事業に拠出するものでございます。

なお、拠出額は、当面、前々年度の直前の2箇年の実績に基づいて算出することとされており、その額に変動が生じることとなります。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万8,000円を拠出するものでございます。

85ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億5,753万7,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございまして、受診率を7%と見込んでございます。前年度と比較いたしますと、4,980万円、46.2%の増となっておりますが、この要因は2点ございます。1点は、平成23年度以降、生活機能評価の同時実施を継続することができなくなり、同時実施をした場合に経費面においても生活機能評価優先としていた部分につきまして、広域連合の負担増となるものでございます。もう1点は、受診率を昨年度の5%から7%と見込むことにより増額となったものでございます。

また、歳出の主なものは、健康診査実施に伴う和歌山県医師会への委託や受診者のデータ管理を国保連合会へ委託する13節委託料1億2,069万6,000円及び人間ドック等の受診時の費用に対する支援を行う18市町村への補助事業として、19節負担金補助及び交付金3,660万6,000円でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金217万

7,000円は、同基金の原資運用に係る利子を積み立てるものでございます。

86ページをお開き願います。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子600万円は、一時借入金借入れに伴う利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金630万円は、保険料の過誤納に伴う払戻金として市町村に交付するものでございます。

第2目償還金1,000円及び第3目還付加算金1,000円は、ともに費目とりでございます。

第9款予備費、第1項予備費、第1目予備費は、前年度と同様2,000万円を計上してございます。

以上で、平成23年度予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題となっている2件のうち、まず日程第10、議案第6号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありますか。

22番、小川猛君。

○小川議員 59ページですね。職員手当等の中に、管理職手当が105万4,000円とありますが、それで給与費明細表の中に、これは67ページですが、前年度が52万7,000円、それと本年度が105万4,000円、約倍ですね。職員数が15名ですか、変わりなしということなんで、これについてちょっと説明をお願いします。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 22番、小川議員からのご質問でございます。

一般管理費費中、第3節職員手当等のところで管理職手当の額が、従来に増して倍増しておるといってお話でございます。

また、給与費明細のほうにおきましても、人員数は変わっておらないのといってお話でございました。

職員数、管理職手当等、私どもで3節で計上しております経費等につきましては、市町村との派遣協定の中で、どちらのほうで、広域連合で負担するのか、各市町村で負担するのかというところで、協定に基づいて負担をさせていただいておりますものでございまして、派遣をいただく職員の方、それからそれに伴う協定、協議という部分で負担を定めておるものでございますので、そういった部分で額に変動が出たものでございます。

以上でございます。

○議長 22番、小川猛君。

○小川議員 それでは、自治体から派遣された連合の職員が、管理職の立場に当たったと、そう理解してよろしいでしょうか。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 お申し付けのとおりでございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

25番、奥田誠君。

○奥田議員 私、一般会計のほう初めてですので、60ページの13の委託料の関係で、情報発信業務委託料というのはインターネットなんですけれども、委託先と業務内容のほう、ちょっと説明をお願いできますか。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 25番、奥田議員からのご質問でございます。

一般会計中の委託料について、その委託先、それから委託内容というご質問でございます。

委託先につきましては、和歌山印刷さんのほうに、今現在、業務をお願いしております。

業務の内容につきましては、ホームページの修正でございます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 2点お聞きします。1つは、今、25番議員からも問題がありましたこのインターネットの更新委託料です。

これは、私ども市町村の議会でもよく論議される問題であります。要は、この広域連合の中に15人の職員がごございますけど、その職員でそういう更新業務ができないものか。そういう専門業者に委託してまでしなければできない問題なのかということですね。そこの検証はどうなっているのか、一つお聞きしたいと思います。

私は、個人的には、今もう皆さんパソコンも十分使いこなせる方ばかりですし、そういった画像処理についても十分技能があると思います。十分、職員の間ではできるんじゃないかなど、私、個人的には思っているんです。そこら、ちょっと聞きたいなと思います。

それと、もう一つ、60ページの一般管理費の中での7節の賃金の問題です。

これ、臨時職員賃金が345万5,000円ということで、お一人雇っていらっしゃるということ

なんですね。ただ、この広域連合のそういう本来の業務については、あとの特別会計の中でいろんな形で業務委託等しておりますね。この一般会計の中でこういう臨時職を雇って、どういう仕事をしているのかと。そして、またこの仕事は先ほど申しました15名の職員の皆さんでできないものなのかと。私、よう内容わからないんで、お聞きするんですけどね、どうしてもこの費用が必要なのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 23番、原議員からのご質問でございます。

まず、委託料中の情報発信業務委託料について、これ委託ではなくて直営といいますか、職員の手で実施できないものかという、まずご質問ございました。

この点につきましては、職員でももちろん対応しておりますけれども、量的に大量になったり、例えば大幅に更新をせないかんという部分が出ましたら、職員の域を超えてしまいますので、その部分については業務委託ということで対応しております。

それと、あと7節賃金というところでございます。この345万5,000円という賃金については、臨時職員2名分の賃金でございます。それで、職務内容ということなんですが、私ども広域連合の中に庶務関係の業務もございまして、業務、保険運営という部分の業務もございまして。この2人方については、その部分について主に給付部分、保険給付の部分についての補助事務執行ということで作業についていただいております。この分については、職員が対応するとなりますとかなりの人員増というようなことにもつながりますので、臨時職員をもって対応させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにご質疑ありませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 インターネットの更新については、事情は今聞いたところでわかるんですけどね、やはりこれは職員でもって努力をしていただきたいなと思います。当初予算ですんで、減額することには年度末でできたよということになれば、皆さんもご納得されるでしょうし。

それと、この臨時職員2名分、ちょっとよくわからないんですけど、給付事務といいますと、その後ろの本体の事業の部分じゃないんですか。そこでの支出になるのが当然やと思うんですけど、いかがですか。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 原議員の再質問でございます。

委託料の部分についてはというお話でございましたので、賃金の部分についてお話をさせていただきます。

まず、ちょっと質問の趣旨からは外れるかも知りませんが、広域連合事務局職員15名というのは、全国でも非常に人数が少ない、多分一番少ない部類だというふうに、私、思っております。私どもと、それから徳島が同程度の人数だというふうに記憶してございます。

そんな中で、給付という事務に当たりまして、例えば鍼灸の例えば療養費等について申請が上がってきましたよと。まず、その審査をする場合に、支払基準となる16キロという距離要件等もございまして、その要件にその申請自体が適合しておるかどうかというようなことをいちいち距離の計測をしながら対応しておるという部分もございまして、そういう細かい部分といいたいまいしょうか、その審査という前の入口段階の部分でかなり人員を要する作業がございまして、その部分について補助、臨時職員を用いまして対応しておるところでございまして。

以上でございます。

○議長 再々質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第7号「平成23年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

31番、川勝昇君。

○川勝議員 1点だけお尋ねします。

それは、基金の現況ということについてお尋ねしたいなと思うんですけども、特別会計の78ページには後期高齢者医療制度の基金からの繰入分、さらには20億を超える後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金、あるいは一般会計にも既にご案内のとおり基金からの繰入措置等が計上されておりますけれども、一体、現況、やはりかなり大きな一つ基金の移動でありますから、基金の現況とあるいは適正な繰入れといえますか、そういうことを予算書を通じて判断する資料になる、そういう基金の動向ということを添えていただけたらと、こう思いますけれども。今後、そういう予算審議の資料として整えていただければ、今、詳しく内容に触れてお尋ねするところではありませんけれども、概括の状況とそういう扱いについてお尋ねしておきます。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 31番、川勝議員のご質問でございます。

基金、一般会計を通しての基金、それから特会の中としての基金ということで、それぞれ繰入金、78ページのところで繰入金というものが出ております。これについて現況であるとか、管理状況等について資料として添付をなさいたいというご意見でございます。

この部分については、せっかくご意見をいただきましたので、適切に以後対応させていただきたいと思っております。

また、基金の現況ということでございますけれども、この78ページ、その他一般会計繰入金、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金という部分でございます。この部分につきまして概略を説明いたしますと、まず国の保険料軽減措置、この財源として国から交付金を受けます。その交付金は、この交付金を受けるときの国との間のルール設定ということで、一定の基金を設けて、その基金で管理しなさいという前提がございましたので、後期高齢者医療制度臨時特例基金というものを設置いたしまして、まずそこに積立てをいたします。そして、その後、必要分、この補正でもお話をさせていただきましたけれども、翌年度分の軽減経費について現年度に受け入れるというルールがございますので、それによって受け入れて、必要な分、当該年度分に繰り出すという措置でございます。それは、基金から一般会計で繰り出して、そしてまた特会のほうへ繰り出すということでございます。

一方、後期高齢者医療給付費準備基金のほうでございます。これにつきましては、この保険料といえますか、保険の運営期間というのは2年間のサイクルをもって給付費であるとか、

被保険者数の伸びであるとか、そういうものを勘案しながら保険料の料率を定めさせていただいておるところでございます。しかし、どんなに緻密な予測を立てていても、保険給付費というのは本当に生き物でございますし、余剰が出る場合もございますし、不足が生じる場合もあるということでございます。それで、この余剰が、保険料相当分として余剰が出た場合にこの基金に積み立てるという制度になっております。それで、余剰の中でなおかつ余剰が出た場合、それに加えて保険給付費が伸びた場合ということになりますと、この基金の残額で対応できない部分というのは、県に設置する財政安定化基金のお力をお借りするということになります。

ちょっと、この準備基金については、21年度末で基金現在額が、ちょっと詳細な資料、今、手持ちがございませんけれども、約26億程度の21年度末現在高であって、今回、予算措置によりこのように20億程度繰入れをさせていただいているという状況でございますので、残額につきましては約6億程度かなというふうに承知してございます。

以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

ほかにご質疑ございませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 歳入の部分で、2点ほど伺いたいんです。

まず1点は、この市町村分担金の中での話ですけど、後期高齢者医療の保険料については特別徴収と普通徴収があるということはもうご存じのとおりなんですけど、この割合というのは変化しているのかどうか。普通徴収が増えてきているんじゃないのかなというような気がしているんですけどね、そこらあたりはどのようなふうになっているんですか。

それで、ここの徴収の部分でも、過年度分ということでも2億から2億6,900万からの、これはいわゆる滞納分やと思うんですけどね、ここらの変化についてもちょっと伺いたいなど、このように思います。それが1点です。

それと、2点目は、国庫支出金の中の調整交付金の減額の理由についてちょっとお聞きしたいんです。いろんな、後の歳出でもありますが、保健事業等、そんなに昨年度と比べてマイナス要因はないと思うんですけど、なぜこの調整交付金が減額になってくるのか、そのところがちょっとわかりませんので伺いたいと、このように思います。

それから、歳出の部分で、さっきもちょっと言いましたけど、この業務委託料、たくさんありますね。私も、前回の議会からここへ参加させてもうて、よくわからんですけど、そ

の他代行業務委託料といっても、これだけでも1億4,000万からある。この委託料が、どのようなところへ、全部ここで説明せえとは言いませんけどね、どのようなところへどういう形で委託しているのかというのを、私、ちょっと知りたいなと思うんですよ。先ほどの一般会計のほうでもあったでしょう。あれは、当然、私は、ここの特別会計に入るべき仕事やと思います。だから、本来ならこの特別会計でやるのが当然やなど、そんなふうに思っているんですけど。そこらも含めて、この委託料というのが本当にこんなにぎょうさんいるのかなというのが、私、1つの疑問なんですわ。ほんで、そこでちょっとここで明白にしてもらうのも結構ですけど、何かそういった資料を今度はもらえたらなど、こんなふうに思っています。

ほんで、その他代行業務委託料、これだけちょっと、かなり額的に大きいのでいっぱいあると思うんですけど、例えばどんなものがあるんやというぐらいちょっと説明していただきたいなと思います。

それと、来年度のこの保険給付費の試算なんですけど、これ30億増額ということで、大体2.5%の増額ということなんですけど、これは厚生労働省の試算に基づいた形での試算となっているのかどうか、そこら本県での特徴というのはないのかどうか、ちょっと伺いたいと、このように思います。

それともう1点だけ、これもさっきの委託料に関係するんですけど、健康診査費の中の、事業費の中での委託料、健康診査のデータ管理委託料、これ人数に比べて、僕は、ちょっとすごい額的に多いんじゃないかなと思うんですけどね。お医者さんへの健康診査の委託料が9,700万、そのデータ管理委託料が2,300万でしょう。間違うてたらごめんなさいですけど、ちょっと説明していただきたいなと思うんです。

以上です。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 23番、原議員からのご質問でございます。5点あったかというふうに理解をしております。

まず、歳入のほうで特別徴収、それと普通徴収の割合というお話がございました。その変化といたしますか、経過についてというお話がございましたので、20年度から実績を交えましてお話をさせていただきたいと思っております。

20年度におきましては、特別徴収の金額的な構成比率というふうに、私、集計しておりますので、20年度におきましては特徴割合が64.3%でございました。これは、決算ベースです。そして、同様に21年度でございます。21年度は、59.58%でございます。それで、22年度とい

うことなんですけれども、これは予算を作成する段階で現状を見ますと、特徴割合ということで予算の段階で60.3%というふうに見込んでございます。議員ご指摘のとおり、特別徴収から普通徴収、口座振替ですけれども、選択制が導入されて21年段階では約7%の方がそちらのほうに移行されたというふうに市町村からお伺いをしておるところでございます。

次に、調整交付金についてでございます。ほかの国庫負担金等はそれなりに増加しておるのに、なぜここは減額になっておるのかというご質問の趣旨だというふうに思います。

調整交付金、ご存じのように各広域連合間の所得格差を是正するために交付される部分、それが普通調整交付金、それと健康増進事業等の財源としていただく特別調整交付金という部分もございますけれども、この普通調整交付金におきまして、予算の算定段階で、私ども、県下の所得状況というのを把握してございます。ただ、全国の所得状況というのは現時点ではわかりません。したがって、その全国レベルの所得レベルに対する和歌山県のレベルというのが現状ではわかっておりませんので、21年度実績をもちまして算定をすれば、こういうふうになったということでございます。国のほうで、ここら辺、分母となる全国の所得状況等がわかりますと幾分改善されるのではないのかなというふうにも思いますけれども、昨今の経済状況もございますので、全国的に所得自体が下がっておるということもございまして、ちょっとそれを想定しながらこの数字を置きかえるという作業はちょっと現時点では無理なのかなということもありまして、21年度の実績数値を用いまして算定しておるところでございます。

それと、3番目委託料のところ、特別会計のほうのその他委託料と……。議案書の82ページになるかと思うんですが、その他代行業務委託料ということで1億4,683万4,000円と、これ額にしてもほかと比べても多いというふうなご指摘がございました。この部分につきまして、前回も同様のご質問をいただいたかと思うんですが、私もちょっと質問の趣旨を取り違えた部分もありましたけれども、基本的に療養費というものがございまして、これは保険証を忘れたからそのとき全額自己負担したよと、それから鍼灸、あんま、マッサージであるとか、柔整であるとか、食費の差額であるとか、そういう部分、それから補装具なんかもございますけれども、そういったものについて、支給・不支給という決定の通知を出す、それから口座へ振りかえましたよ、振り込みましたよという振込通知を出す、そういう作業がございまして、そういう通知を連合会のほうに委託をさせていただいているというところでございます。もちろん、ここら辺には郵送料というものもあるかと思うので、経費的には実費の部分というものが含まれておるというふうに思っております。

それと、委託先等についての資料提供ということでございます。この部分については、お申し付けのものがあれば詳細を詰めさせていただいた上で、提出させていただけたらなというふうに考えてございます。

それから、4番目です。この保険給付費の試算に当たって、厚労省の通知等に基づいてなされておるのかというご質問でございます。私の承知しておるところ、国民健康保険の保険料算定につきましては、国のほうでこういうふうに見込みなさいという通知が出ておるといふふうには承知してございます。後期高齢者医療、この制度の場合にはそういう通知はいただいております。したがって、先ほど予算説明のところでもお話をさせていただきましたとおり、実績、それから老健の時代の実績、そういうものを加味しておるところでございます。国保の場合は、単年ごとに保険料というものを積算すると、それでこの制度の場合は2年の財政運営というところもあって、そういう違いが生じているのではないのかなと、これは推測ですけども、そういうふうな思っておるところでございます。

それから、5番の健康増進事業と申しますか、議案書の85ページの委託料のところデータ管理委託料、これが少し額が大きいのではないのかというご指摘でございました。健康診査の委託料というのは、お申し付けのとおり、医療機関、受診機関にお支払いする委託料でございます。このデータ管理委託料というのは、その前段階として、私ども、対象者の方に受診されますかという受診案内をお送りしたり、それからその回答を受けて受診したいという方には受診票、それと医療機関の一覧表みたいなものもつけてお送りさせていただいております。その医療機関が、なかなか当該市町村の中だけで完結しない部分というのもございますので、その医療機関の一覧表という部分が結構量的にもありまして、そこらの郵送料という実費もかさんでおりますので、この部分についてはこういう額になっておるといふところでございます。

以上、ご質問いただきました5点についてお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○議長 再質疑ございませんか。

23番、原孝文君。

○原議員 さきの質問に対する再質問はないんですけど、あと1点だけ聞きたいです。

一時借入金の利息ということで、今回、600万円計上しているんですけど、これは普通枠どりに計上ということで1,000円だけ計上しているというのが大体やと思うんですけど、この600万円というのは大体こういう毎年このぐらいの額の利息がいつているということなんですか。

それは、どういうときに借入れをしてるんかというのをちょっと説明を願いたいと思うんです。

○議長 事務局長、梶村智君。

○事務局長 23番、原議員のご質問でございます。

この一時借入金について、通常「存置」ということ、「存置」といいますか、「費目とり」といいますか、そういう名目で予算額については1なりということで予算を持つのが普通なのかなと、しかし具体的な数字が出ておるよというところでございます。

この具体的な数字というのは、この議会といえますか、広域連合が設置いたしまして、そのときに初めて議会のほうにこの一時借入金も含めて予算計上させていただいたときに、一般的に借り入れたらこのぐらいの利率になってというようなことでお示しするもので、内容的には「費目とり」でございます。だから、ご指摘のように別に1でも構わないのかなという気はいたしております。

それと、実際の運用はどうなっているのかなと、どういったときにこの一時借入れをするのかなというところでございます。この制度、医療給付始まりまして一時借入れをした実績はございません。しかしながら、保険給付費というものをお支払いするときに、国のほうから、県のほうから、また支払基金のほうから、それと市町村から負担していただきます保険料の分であるとか、それから療養給付の負担ですね、そういったものの納付期日、特に大きいのが支払基金であったり、国であったりするわけなんです、それが例えばそれぞれの国なら国、県なら県というようなことで療養給付、医療給付、保険給付の伸びについては、それぞれ国・県において算定をされる、支払基金もそうですけれども、そういうことがあって、通常お支払いするべき額に対する財源が入っておらないという場合も想定されますので、その場合は余剰金があれば準備基金のほうから繰入れもしますけれども、それでも資金ショートする場合があります。そのようなことを想定しての一時借入金の利子ということでございます。

以上でございます。

○議長 ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 ご質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

[副広域連合長 木下善之君 登壇]

○副広域連合長 ただいま上程されました議案第8号、和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の任期が本年3月29日をもって満了することに伴い、識見を有する者のうちから監査委員として貴志仁氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、和歌山市今福五丁目3番15号、昭和12年12月12日生まれ、73歳。

なお、再任をお願いするものでございます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案に同意することに決しました。

次に、日程第13、議案第9号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とし、当局からの提案理由の説明を求めます。

副広域連合長、木下善之君。

[副広域連合長 木下善之君 登壇]

○副広域連合長 ただいま上程されました議案第9号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の任期が本年3月29日をもって満了するに伴い、公平委員会委員として、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者のうちから、中村正氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、生年月日でございますが、岩出市西国分342番地、昭和20年7月22日生まれ、65歳。本人は、和歌山県国民健康保険団体連合会常務理事でございます。

なお、再任をお願いするものでございます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

本件は、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案に同意することに決しました。

次に、日程第14、「和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

この選挙は、平成23年3月29日をもって任期が満了する和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の後任について、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配付いたしております名簿のとおり指名いたします。

和歌山市秋月138番地、岩城茂君。

和歌山市内原1321番地、武田典也君。

海南市下津町丸田21番地の3、岩崎實君。

海南市下津町市坪290番地、坂口博之君。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4人の諸君を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました岩城茂君、武田典也君、岩崎實君、坂口博之君、以上4人の諸君が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員について、お手元に配付しております名簿のとおり指名いたします。なお、補充の順位につきましては、指名の順序により定めたいと思います。

和歌山市鳴神12番地の11、打越正俊君。

海南市下津町引尾54番地、森下修宏君。

和歌山市加太1108番地の83、藤井賢久君。

海南市名高283番地の7、朝井郁子君。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4人の諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定め、補充の順位は指名の順序のとおり定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました打越正俊君、森下修宏君、藤井賢久君、朝井郁子君、以上4人の諸君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

ただいま本会議において議決されました各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案について、終始熱心なご審議を賜り、おかげをもちましてすべて議了し、無事閉会を宣言する運びになりました。これも、ひとえに議員各位のご協力のたまものと衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、ますますご健勝で議会活動、議員活動に精進されますよう祈念申し上げ、簡単粗辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

副広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

副広域連合長、木下善之君。

〔副広域連合長 木下善之君 登壇〕

○副広域連合長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、慎重かつ熱心にご審議をいただきまして、提出いたしました諸議案につきましてはいずれもご賛同を賜りました。まことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

今後の後期高齢者医療制度運営に反映するとともに、構成市町村との連携を深める中で取り組んでまいる所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆様にはますますご多忙の日々と拝察をいたしております。健康に十分ご留意され、ますますご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長 これをもちまして、平成23年2月18日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後2時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 堀 川 明

署 名 議 員 畑 中 秀 敏

署 名 議 員 佃 奈津代